

後見支援預金

平成30年 3月 1日現在

1. 商品名	後見支援預金
2. ご利用いただける方	・家庭裁判所から「指示書」の交付を受けられた方
3. 期間	・期間の定めはありません
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・家庭裁判所から交付される「指示書」に基づき取り扱います。 ・1円以上 ・1円単位
5. 取引の方法	・家庭裁判所の「指示書」および当金庫所定の「手続申込書」に届出の印章を押印して通帳と共に提出して下さい。 ・キャッシュカードの発行はできません。 ATMでのご利用はできません。窓口でのお取り扱いに限定します。 ・この預金口座からの各種料金等の自動支払いはできません。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・普通預金の店頭表示の利率を適用します ・年2回（3月、9月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます）
8. 手数料	・口座管理手数料は不要です。
9. 付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます
10. 中途解約時の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-475-818）にお申し出ください 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
13. その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険事故発生の場合には、全ての預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護の対象となります [[当金庫に複数の口座（当座・無利息型普通・別段預金を除く）がある場合には、それらの預金元本（当座・無利息型普通・別段預金を除く）を合計して1,000万円までとその利息が保護されます]]